

## 意見書案

### 意見書案第14号

生活保護費削減と受給者締め出しとなる制度改正の中止を求める意見書について

生活保護費削減と受給者締め出しとなる制度改正の中止を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年12月13日提出

議会運営委員長 出合 孝 司

生活保護費削減と受給者締め出しとなる制度改正の中止を求める意見書

安倍政権は、8月から生活保護基準の大幅引き下げ（保護費削減）を強行しました。基準引き下げは、受給者の暮らしを直撃するだけではありません。既に新聞やテレビなどで広く報道されているように、小中学生のいる家庭を支える就学援助費や最低賃金など、国民生活を支える諸制度にも極めて深刻な影響を及ぼしています。

参議院選挙が終わった途端、全国各地の生活保護受給者のもとに保護費減額を知らせる通知が届き始め、受給者から悲鳴と怒りの声が上がリ、削減に異議ありと14,000人近い道民が不服審査請求を起しました。

保護費を3年かけて670億円（6.5%）も引き下げたことは、現在の生活保護制度発足後、一度もありません。今回減額された保護費（生活扶助費）は、食費や光熱水費などに充てられる受給者にとって命にかかわるものです。アベノミクスによる食料品や燃油など、輸入製品の値上がりに直撃されている受給者に、これ以上の節約を求めることはできません。

さらに、保護基準は就労援助の支給費や最低賃金額、住民税非課税限度額の目安など、国民の暮らしにかかわる制度に連動しています。保護基準の引き下げには、何の道理もないことは明らかです。

よって、国においては、憲法が保障する生存権を守る上からも生活保護の削減を撤回し、生活保護制度が最低生活を守る最後の安全網にふさわしく、保護が必要な人の申請を迅速に受け付ける制度に改善・強化するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月13日

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長

---

意見書案第15号

J R北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書  
について

J R北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年12月13日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

J R北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書

2011年5月に発生した石勝線清風山信号場トンネル内の脱線火災事故を初め、一連の重大事故・トラブルに加え、レール幅の異常放置にとどまらず、その測定記録を改ざんしていた事実が発覚し、J R北海道への信頼は大きく揺らいでいます。

同社は、11月から札幌—函館間は事故前の上下22本を18本に、札幌—釧路間は上下14本を12本に減らし、最速130キロメートルで走行する特急について、減速運行するダイヤ改正を行いました。

道内交通の大動脈とも言える鉄道輸送体制がこれまでどおり維持されるのか、多くの道民は不安を感じています。

何より、乗客・利用者の命と安全を第一とする公共交通機関として一刻も早い再生を目指し、事故原因の徹底究明と再発防止策を講じ、運行の安全確保に万全を期すことが求められています。

事故原因の究明が進むにつれて、検査や保線など安全にかかわる職場で技術継承が断絶されている問題、エンジンや車両、レール、枕木などの老朽化など、さまざまな課題が浮上しています。

よって、国においては、JR北海道が利用者の信頼を取り戻すため、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

#### 記

1. 事故原因の徹底究明と事故防止策の作成を急ぎ、情報公開を行うこと。
2. 車両・設備の更新に必要な技術面、財政面の支援と保安分野の強化を図ること。
3. 車両の検査体制は、積雪寒冷地、長距離運行という北海道の特徴にあわせた内容とし、検査機関の規制緩和は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月13日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長

---

意見書案第16号

労働者派遣制度改正をやめブラック企業根絶を求める意見書について

労働者派遣制度改正をやめブラック企業根絶を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年12月13日提出

労働者派遣制度改正をやめブラック企業根絶を求める意見書

安倍政権は、企業が世界で一番活動しやすい国づくりを重視する中で、財界が要求している労働者派遣制度の見直し作業を異常なスピードで進めています。秋口から厚生労働省の労働政策審議会で議論し、年内にも結論を出して法案化を強行しようとしています。

見直しは、労働者派遣法が持っている常用代替防止の原則の廃止、自由化業務は期間上限を現行の1年から3年に延長するなど、いずれも規制を緩和する内容で、日雇い派遣の原則禁止なども取り払われる可能性が出ています。

総務省が発表した2012年就業構造基本調査によると、パートやアルバイトなどの非正規の職員・従業員の総数は2,043万人となり、調査開始以来、初めて2,000万人を突破しました。

見直しの方向で法改定することになれば、企業は正社員を減らし、労働コストの引き下げと景気の調整弁として使い捨てできる派遣の導入が急速に進み、日本の雇用不安がさらに深刻化しかねません。

厚生労働省は8月8日、若者を使い捨てにするブラック企業について、離職率が高い企業約100社を初め、過重労働や法違反の疑いがある約4,000社を対象に9月の集中的な監督指導を実施し、過労死を引き起こした企業に再発防止の取り組みを徹底させることや、重大・悪質な違反が確認された企業については送検し、企業名を公表することを打ち出しました。

ブラック企業根絶のためには、悪質な企業名の公表や長時間労働の法的規制などとともに、非正規雇用の増大で、かわりはいくらでもいるという状態をなくすことが必要です。

よって、国においては、派遣労働を野放図に拡大するなど労働法制の規制緩和をやめ、ブラック企業根絶を目指し、労働者保護を柱とする派遣法の抜本改正で「正社員が当たり前の社会」を目指すよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月13日

士別市議会

(提出先)

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

衆議院議長  
参議院議長

---

意見書案第17号

利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書について

利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年12月13日提出

議会運営委員長 出合孝司

利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（プログラム法案）を国会に提出しました。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得がある利用者の負担引き上げなどを盛り込んだ介護保険法改正案を、平成26年通常国会に提出することを目指すとしています。

少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっています。

高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと、介護労働者が安心して働き続けられることが求められています。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

#### 記

1. 要支援者を新しい総合事業に移行することは、社会保険の基本的な制度である個人給付を大きく変容させるものであり、また、給付水準や負担額の格差が自治体の財政力などによって、今まで以上に拡大する恐れがあることや介護サービスの安定供給に懸念があるため、現行の予防給付を維持すること。
2. 予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であり、自立支援効果の期待できる

予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。

3. 一定所得以上者の介護保険利用料2割負担は、引き上げによって大きな影響が生じることから、基準の設定については、長期的・継続的負担となることを考慮した高額所得を要件とすること。
4. 特別養護老人ホームにおける補足給付の支給要件に資産を追加する際には、実態を把握した上で資産捕捉の確実性や公平性の確保、さらには保険者における事務負担を十分に考慮し検討すること。
5. 介護人材の確保は介護サービスを提供するための基礎的な基盤であることから、働き続けることができるよう介護労働者を安定的に確保するためのロードマップを示し、処遇改善及び人材育成・確保への財政措置を含めた施策を講じること。
6. 地域包括ケアシステムの推進にあたって、24時間定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能サービスの現状を検証し、改定・改善策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月13日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

---

意見書案第18号

2014年度地方財政の確立を求める意見書について

2014年度地方財政の確立を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年12月13日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

## 2014年度地方財政の確立を求める意見書

政府は、8月8日に閣議了解された中期財政計画において、地方の一般財源の総額については、平成25年度地方財政計画と実質的に同水準を確保するとされているものの、歳出特別枠の見直しなども言及しており、2014年度予算編成に向けて地方交付税総額が削減される懸念があります。さらに、地方自治体の行革努力を反映させた交付税算定方式の導入など、地方交付税法の本旨に反する財政的な制裁措置の導入についても検討が進められています。

地方は、長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災からの迅速な復旧・復興や災害に強い地域づくり、子育て、医療、介護などの社会保障、限界集落・過疎化対策、環境対策、雇用対策やセーフティネット対策など、増大する地域の行政需要に対応するために必死の努力を続けてきました。政府は、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

### 記

1. 社会保障分野の充実や農林水産業の再興、環境対策など、増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方交付税総額の実質的な確保を図ること。
2. 地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取り組みを実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。あわせて、歳出特別枠は、実質的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時的経費から経常的な経費への転換を図ること。
3. 2014年度の地方財政においても巨額の財源不足が見込まれることから、別枠加算について拡充するとともに、法定率の引き上げなど抜本的な対策を行うこと。
4. 合併特例法による市町村合併の算定特例の段階的終了を踏まえ、新たな財政需要の把握について必要な対策を講じること。また、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の一層の強化を図ること。
5. 2013年度地方財政計画において、地方公務員給与と費が国の臨時特例措置に準ずるとして削減されたが、2014年度予算においては、減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与と費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
6. 地方交付税の算定について、行革努力と地域経済活性化の成果に応じた算定方式の導入や2013年度の給与削減要請への対応状況に対する財政的制裁措置の導入などについては、

厳に慎むこと。

7. 地方法人特別税・地方法人特別譲与税の見直しや自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。また、償却資産に係る固定資産税の確保などの課題は、地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月13日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣

---

意見書案第19号

平成26年度畜産物価格決定等に関する意見書について

平成26年度畜産物価格決定等に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年12月13日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

平成26年度畜産物価格決定等に関する意見書

北海道の酪農・畜産は、厳しい気象・地理的条件のもとで専業経営を主体に展開し、安全・安心な畜産物を供給するとともに、国土・環境保全など多面的機能の発揮に重要な役割を果たしています。また、乳業などの関連企業とともに、地域経済・社会・雇用等を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

こうした中、国は攻めの農林水産業など農業・農村の発展と所得倍増などを目指し、各種施策の実施や検討がなされています。



しかしながら、酪農・畜産の経営をめぐっては、長引く畜産物需要の減少と価格の低迷、配合飼料価格の高止まりと価格安定基金の財源問題、さらに軽油・石油製品や電気料金の値上げに伴う生産コストの増大による経営の悪化と生産基盤の縮小など、危機的な状況になっています。

加えて、日本が例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉に参加したことから、酪農・畜産農家は迫りくる市場開放の動きに大変な不安と危機感を抱いています。

よって、国においては、国民の基礎的食料の安定供給及び地域経済・社会を支える酪農・畜産の持続的な発展と家族経営体を核とする多様な担い手の育成と経営の安定に向けて、明日につながる26年度畜産物物価の決定と総合的な酪農・畜産政策を推進するため、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

## 記

1. 例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉において、農産物重要5品目などの聖域を守るとした国会決議を断固堅持するとともに、それができないと判断した場合は、交渉から脱退すること。あわせて、日豪などとのEPA/FTA交渉において、我が国の基礎的食料である乳製品や牛肉、米、小麦、でん粉、砂糖などの重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、現行の国境措置を堅持すること。
2. 平成26年度加工原料乳生産者補給金単価については、配合飼料価格や燃油価格の上昇、電気料金の値上げなど、生乳の生産コストの実態を十分に踏まえ、かつ適正な家族労働報酬が得られるよう、算定方式の強力的な運用・見直しを図り、再生産確保と経営の安定に資する単価水準に引き上げること。また、限度数量については、国産乳製品の安定供給・需要の確保に向けた生乳生産基盤の維持・拡大の観点に立って、適正な水準を確保すること。
3. 平成26年度の牛肉及び豚肉の安定価格、肉用子牛保証基準価格等については、配合飼料価格の高騰など畜種ごとの生産コストの実態を適切に反映し、畜産経営の安定と再生産の確保が図られる水準に引き上げられること。
4. 多種多様な畜産経営において、政策価格だけでは経営安定を図ることは困難なことから、現行の酪農経営安定対策や肉用牛・養豚経営安定対策等について充実・強化を図ること。
5. 自給飼料基盤に立脚した酪農・畜産経営を加速的に推進する観点から、地域の特性を踏まえた自給飼料増産対策を推進すること。あわせて、配合飼料価格安定制度の再構築を図ること。
6. 家族酪農経営における専従者の労働軽減や休日の確保、地域での雇用創出や担い手の育成強化などの観点から、傷病時利用事業の継続拡充や専任ヘルパー要員の確保・育成・定着（就労環境の充実）への支援など、酪農ヘルパー利用組合の円滑な運営を図るための支

援事業を継続強化すること。

7. 意欲ある酪農・畜産の担い手が、安全・良質な畜産物の安定供給と多面的機能の発揮に向け安心して経営に取り組めるよう、再生産（生産コスト割れの全額補てん）と所得の安定を図る新たな直接支払制度・経営所得安定対策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月13日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長

---

意見書案第20号

日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書について

日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年12月13日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書

政府が示した農政改革において、農業・農村が果たしている多面的機能に対する支払制度が創設されたことは、環境保全や地域政策を重視する世界的な農政の潮流に即したものです。し

かし、地域共同活動の交付要件や地方自治体の財政負担、都府県に比べて低い北海道の交付単価などの課題も残されており、来年の通常国会での法制化に向けて、より一層の拡充が求められています。

一方、経営所得安定対策及び生産調整見直しでは、5年後の生産数量目標の配分廃止を初め、米直接支払交付金の大幅削減、米価変動補填交付金の廃止などが強行され、生産現場に大きな混乱をもたらしています。今回の見直しは、関税撤廃を原則とするTPP交渉の年内妥結を前提とし、生産現場の実態や米計画生産の達成状況などが反映されておらず、生産者の不安を招いています。

価格と需給安定のかなめとなる米直接支払交付金の半減は、米価暴落などで米の安定供給を危うくし、本道など主業的な水田農家の所得減少を招くとともに、地域経済や関連産業等にも極めて深刻な打撃を与えることが危惧されます。

よって、国においては、農業・農村地域の担い手である家族農業経営が将来にわたり安心して続けられるようにするため、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

#### 記

1. 日本型直接支払（多面的機能支払）制度における地方自治体の財政負担を改め、全額国費で実施すること。
2. 我が国の水田農業の持続的発展を期すため、米の適切な国境措置の堅持、国による需給統制の実施、水田農家の所得確保などに十分配慮すること。
3. 国民の主食である米の価格と需給の安定を図るため、主要食糧法の趣旨を踏まえ生産調整など適切な需給調整対策の実施等について政府責任を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月13日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣  
農 林 水 産 大 臣  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長